

務	00	01	5 年
(令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 3 5 号
令 和 7 年 3 月 1 7 日

交通 部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

安全運転相談の充実・強化について

青森県運転免許センター（弘前自動車運転免許試験場を含む。）及び警察署（八戸自動車運転免許試験場及びむつ自動車運転免許試験場を含む。以下「運転免許センター等」という。）の運転適性相談窓口において実施されている運転適性相談については、「運転適性相談の充実・強化について」（令和5年3月29日付け運免第1067号。以下「旧通達」という。）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行うとともに、「運転適性相談」の名称を「安全運転相談」（以下「相談」という。）に改め、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 相談を受ける機会の拡大

相談を必要とする高齢者等の中には、時間的、場所的な制約や個別の事情により、既設の安全運転相談窓口（以下「相談窓口」という。）において相談を受けることが困難な者がいることから、以下の方法を参考に高齢者等の負担の軽減に配慮しつつ、相談を受ける機会の拡大を図ること。

(1) 相談窓口の周知

相談に関しては、安全運転相談ダイヤル「＃8080（シャープハレバレ）」が運用されていることのほか、高齢者本人だけでなく、その家族等からの相談も受け付けていることについて、県警察のホームページ、ポスター及びリーフレット等各種広報媒体を活用して周知することにより、相談窓口をより身近に感じてもらい、積極的に利用してもらうこと。

(2) 声掛けからの相談の実施

運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新等のため運転免許センター等に来所する高齢者等に対し、積極的に声掛けを行い、更新手続等に関する教示や補助と併せて、相談を受け付けている旨を案内し、相談の申出があった場合には、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な指導・助言や、運転免許証等の自主返納（申請による運転免許の取消しに伴う運転免許証の返納又は免許情報記録の抹消。以下「自主返納」という。）制度及び自主返納者等に対す

る各種支援施策に関する教示を行うこと。

(3) 訪問による相談の実施

平素から高齢者と接する機会の多い民生委員や社会福祉士等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者が集まりやすい町内会・自治会や老人クラブ等の集い、公民館・老人ホーム等の施設を訪問し、上記(2)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

(4) 巡回による相談の実施

相談を必要とする高齢者等は、必ずしも運転免許センター等の近隣に居住していないなどの事情により、運転免許センター等へ来所せず、相談の申出を断念する場合も考えられる。このため、管内における高齢者の生活状況、公共交通機関の整備状況等を踏まえ、運転免許センター等への来所が困難な高齢者が多く居住する地域を重点として、当該地域を管轄する警察署を計画的に巡回し、高齢者等から積極的に相談を受け付け、上記(2)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

なお、巡回先となる警察署においては、巡回相談の実施計画等についてあらかじめ管内住民に周知し、予約の受付・調整を行うなどして、効率的に、より多くの高齢者等の相談を受け付けることができるよう取り計らうこと。

2 相談終了後の継続把握・継続対応

相談終了後は、運転免許課において臨時適性検査対象者一覧表により一元的に管理されているところ、特に運転能力が低下し、安全運転の継続が困難ではないかと疑われるにもかかわらず、運転の中止や自主返納を行わない者については、運転免許課と警察署の連携により相談終了後も定期又は不定期に、相談者本人又はその家族等に連絡を取り、その後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて、臨時適性検査等を行うなど適時適切な対応に努めること。

3 関係機関・団体等との連携の更なる強化

相談を必要とする高齢者等の取扱いに関し、運転免許課等本部関係所属及び警察署は、地方公共団体福祉部局（地域包括支援センター等）を始め、地域の医療・介護機関等で開催する各種会合等への出席や、相互の連絡窓口の設定に努め、更なる連携強化を進めること。

特に、上記の関係機関・団体等を訪れた高齢運転者の中で、頻繁に交通事故を起こしている状況がうかがわれる者、加齢に伴い身体機能が低下しているにもかかわらず運転を継続している者、その家族等が本人の運転中止を強く求めている者などが把握された場合には、個人情報の取扱い等に配慮しつつ、速やかに情報共有が図られる枠組みの構築に努めること。

担当：運 転 免 許 課
運 転 免 許 管 理 係
高齢運転者等支援係